

◎新潟県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 新関水原停車場線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市金田町125番1 から同市学校町114番1 まで
- 3 供用開始の期日 令和7年9月19日